

生徒必携

2018



大阪府立大正白稜高等学校

# 白稜シッポ



1. 私たちは、どんなときも投げ出さない、考え抜く強さを持ちます。
2. 私たちは、ゴールに向かって多くの人と協働します。
3. 私たちは、変化を恐れず、一步前へ踏み出します。
4. 私たちは、新しい考えや価値を生みだし、創り出すことを楽しみます。

## 白稜シップを身につける行動指針

### 1. 考え抜く力

- ★先生からの発問には、当てられなくても考える。
- ★問題集はまず自分でやってみる。答えを丸写ししない。
- ★間違いを恐れず、集中して自分で考えようとする。
- ★自ら課題を見つけたり、答えの無い問いも進んで考えようとしたりしている。
- ★将来の夢や目標の実現方法を考える。

### 2. チームで働く力

- ★公共のマナーを守ることができる。
- ★他の人に興味を持ち、理解しようとしている。
- ★時間を守って行動する。
- ★クラス役員の仕事や、行事の準備には忘れずに参加する。
- ★グループワークの授業は誰とでも楽しくできる。

### 3. 踏み出す力

- ★クラブ活動や生徒会活動に参加する。
- ★勉強で分からないところは質問する。
- ★来年の選択授業が楽しみだ。
- ★検定や、資格試験の勉強をする。
- ★自分の進路について積極的に情報を集める。

### 4. 創造する力

- ★ノートは黒板の丸写しでなく、メモをしている。
- ★姿勢や発声に気をつけて発表する。
- ★プレゼン用の資料(掲示物やパワーポイント)を作る。
- ★自分の興味関心、好き嫌いを分析する。
- ★学習環境の整理整頓、清掃活動にしっかり取り組む。

## 校 歌

作詞 作曲 青島 広志

- 1 私たちの指で 空に文字を書こう  
青春という字を 大阪の空に  
子どもでもなく大人でもない  
不思議な時間の中で 止まっていたはいけない  
泉尾の地で共に歩む 大正白稜高等学校で
- 2 私たちの腕で 大地に木を植えよう  
友情という名の木を育てよう  
悩みもあるけど笑いもある 日々の営みの中で  
星を仰いで語ろう  
泉尾の地で共に過ごす 大正白稜高等学校で
- 3 港からの風が 涼しく頬をなでる  
この空と海は世界へと続く  
別れもあるけど出会いもある 広がる豊かな未来  
行く手は違うけれど  
泉尾の地で思い出そう 大正白稜高等学校を  
大正白稜高等学校を

## 生徒心得

将来、社会に出れば、家庭・地域・職場の構成員としての自らの役割に応じた義務と責任を果たし、関わりのある人々と共に、物心両面で豊かで健全な社会を築き上げていくこととなる。そのことを念頭に置いて、是非善悪をわきまえたうえで、自らを律しながら学校生活を送ろう。

生徒は、自己実現を図るために、心身の健康増進に留意し、広く文物に触れることにより感受性を磨き上げるとともに基礎的・基本的事項を確実に身につけるように勉学にいそしみ、自他の個性を大切にしながら、素直で飾り立てることなく、夢の実現に向かってひたむきに努力することを賞賛する校風を育み伝えていくよう精進しよう。

## 教務関係

### 【校時】

SHR・朝活動	8:35	～	8:45
1時間目	8:50	～	9:40
2時間目	9:50	～	10:40
3時間目	10:50	～	11:40
4時間目	11:50	～	12:40
〈昼休み〉			
予鈴	13:20		
5時間目	13:25	～	14:15
6時間目	14:25	～	15:15
終礼清掃	15:15	～	
放課後	部活動・補習など		

## 【欠課・公欠等の取り扱い】

### 1. 遅刻

朝のSHRは8:35から。校門を遅刻せずに通過していても、このときに教室内にいないければ「遅刻」である。

### 2. 欠課

授業・定期考査を欠席した場合、および遅刻・早退・保健室等で1時限の2分の1以上、授業に出ていない場合は、欠課となる。

### 3. 公欠

学校が公認した欠席・遅刻・早退は、公欠とし、欠課に含めない。具体的には、部活動の公式戦、公共交通機関の遅れ等によるものである。公共交通機関の遅れの場合、「延着証明書」をもらい、学校へ提出すること。

### 4. 忌引き・・・欠席や欠課に含まれない。

- ・ 父母、保護者 ～ 5日
- ・ 祖父母、兄弟姉妹 ～ 3日
- ・ 伯叔父母、曾祖父母、同居親族 ～ 2日
- ・ その他の親族 ～ 1日

\* 休業日は連続する忌引きの日数に含まれる。

### 5. 出席停止

学校が定めた出席停止は欠課にはならない。それは、生徒指導上の停学・就職試験・大学受験・学校保健安全法で定められた以下の学校感染症にかかった場合である。(次ページの表参照) 学校感染症の場合は、医師による登校許可の証明書を提出すること。様式は学校指定のものがあり、本校HPからも印刷可能。医師によるその他の証明書様式でもかまわない。

## ● 学校感染症一覧

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	* 下記を参照	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、 解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、 5 日間の適正な抗菌性物質製剤 による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫 脹が発現した後 5 日を経過し、か つ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するま で
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経 過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師 において感染のおそれがないと 認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌 感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師 において感染のおそれがないと 認めるまで

\* 第1種: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)

## 【暴風警報または特別警報発令時の措置】

大阪市に暴風警報または特別警報が発令された場合、テレビ等のニュースをよく聞いて、正確な情報をもとに、下記の要領で行動すること。なお、大阪市以外の市町村に暴風警報または特別警報が発令された場合、当該市町村に住居している生徒は下記2、3に示されている時間帯について公欠とする。

1. 暴風警報または特別警報が午前6時の時点で解除された場合、8時35分から平常授業を行う。
2. 暴風警報または特別警報が午前6時の時点で解除されていないときは、登校は原則として以下のとおりとする。
  - ① 登校
    - ア. 8時までに解除された場合・・・10時40分  
(3時限目の授業から)
    - イ. 10時までに解除された場合・・・13時15分  
(5時限目の授業から)
  - ② 定期考査  
定期考査は開始時刻をずらして、原則として当日の予定科目をすべて実施する。開始時刻は「① 登校」に準じることとする。
  - ③ 前日に別途、学校より指示があった場合は、それに従うこと。
3. 暴風警報または特別警報が午前10時を超えて解除されないときは、休校とする。休校の場合は、登校を禁止する。
4. テレビ等のニュースにより、大阪府教育委員会から指示があった場合は、それが優先する。



## 生徒指導関係

### 【基本的姿勢】

学校という集団の中で健康な生活を送るために、一人ひとりが基本的な生活習慣を身につけるとともに、集団の中の規律を守る。

授業・考査を学校生活の中で最も重要なものと認識し、正しい授業態度・受験態度(頭髪・服装を含む)を身につける。

【授業の心得】授業時には以下のことを守ること。

- 一、授業は静かに受ける。
- 二、座席表どおりに着席する。
- 三、携帯電話の電源を切る。
- 四、制服を正しく着る。イヤホンなどを首からさげない。
- 五、机の上に携帯電話、かばん、飲みもの、食べものなど授業に必要な物を置かない。
- 六、授業を担当する先生の指導に従う。

### 【制服着用規定・期間について】

本校指定の制服を着用し、期間ごとに決められた制服で登校する。(期間については、生徒指導部より連絡する。)

#### 冬服期間

- \*必ずブレザーを着て登下校すること。
- \*防寒着として、ブレザーの上から華美でない色の防寒着の着用を認める。

#### その他の期間

- \*ブレザーの着用を自由とし、気候に合わせて夏服・冬服を選び着用する。
- \*ネクタイ・リボン着用はどちらでも良い。
- \*半袖カッターの下に長袖を着用することは認めない。

#### その他

- \*本校指定のカーディガン・ベストは年間通して着用を認める。

- \* 男女用の入れ替えは認めない。
- \* スカートの下に長ジャージをはく・ブレザーの内側にパーカーやセーターを着用する等は認めない。
- \* いかなる理由でも指定のシャツ以外の着用を認めない。
- \* スカートの丈は切ると買い替えてもらう。絶対に切らないこと。
- \* 登校時や校内で異装をしていた場合、預かり指導。
- \* ネクタイ・リボンを忘れた場合は、生徒指導室で貸し出し。
- \* 異装をしている・ネクタイ・リボン忘れ・スリッパ・サンダル(クロックス等)登校などの、服装違反が繰り返される場合は、放課後居残り指導の対象となる。

### 【みだしなみ指導】

1. 生まれながらの自然の頭髪を維持し、高校生らしい髪型とすること。染髪やパーマ、編み込み、エクステ等の加工をしてはいけない。違反した場合には、即改善すること。
2. 化粧については、高校生らしさを失わないようにする。健康被害の観点から、カラーコンタクトレンズ、ネイルは禁止。改善するよう指導された場合には、速やかに改善すること。
3. アクセサリーは、学校生活に不必要なので、してこないこと。特にピアスは危険を伴うので、発見次第預かり指導。

### 【携帯電話・スマートフォン】

1. 授業中は当然、HRや朝夕のSHRでも使用禁止。
2. 廊下や登下校中の歩きながらスマホ、また、大声での通話や大音量での音楽鑑賞など、周囲に迷惑になるような使用方法をしないよう、マナーの向上に努める。注意を受けた場合は、すぐに改善しなさい。
3. SNSでのいじめや犯罪に巻き込まれることの無いよう、十分に注意して使用すること。

## 【問題行動指導】

1. 法律・校則の違反や、他人に迷惑をかける行為は懲戒指導（停学等）の対象となる。
2. 懲戒指導となる主な行為  
喫煙（所持・同席）・飲酒（所持・同席）・薬物・ケンカ・暴力・いじめ・単車登校・交通違反・窃盗（万引き）・賭博・不正行為（カンニング等）・対教師暴言・暴力・威嚇等・指導拒否・怠学・問題行動指導カード・迷惑行為・器物破損

## 【交通安全指導】

1. 自転車通学を行う際は、必ずその旨を学校に申請し、学校所定のステッカーを自転車後部の見えやすいところに貼った上で登校すること。
2. 駐輪場では、決められた枠内に整頓して駐輪し、決められた場所以外には駐輪しないこと。駐輪時は必ず施錠すること。
3. 自転車の2人乗り、携帯電話を使用しながらの運転やイヤホンをしたままの運転などは禁止とし、交通法規に従って乗車すること。
4. オートバイ・自動車・スケートボード等での登校は禁止する。また、保護者以外の人に自動車等で送り届けてもらうことを禁止する。
5. 自動二輪免許の取得については、原則禁止であるが、家庭の事情でやむを得ず取得が必要な場合は保護者の承諾がある場合のみ取得を認める。

## 【アルバイトについて】

1. アルバイトを行うことは好ましくないが、やむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、保護者の許可をとる。
2. アルバイトのせいで学業がおろそかになっている場合には、保護者と相談の上、アルバイトをやめてもらうことがある。

## 諸 届 欄

×欠席   ●遅刻   □早退   △欠課   ○見学   ▲忌引

月日	記号	理 由	保護者印	担任印
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				

## 諸 届 欄

×欠席   ●遅刻   □早退   △欠課   ○見学   ▲忌引

月日	記号	理 由	保護者印	担任印
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				

## 諸 届 欄

×欠席 ●遅刻 □早退 △欠課 ○見学 ▲忌引

月日	記号	理 由	保護者印	担任印
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				

## 諸 届 欄

×欠席   ●遅刻   □早退   △欠課   ○見学   ▲忌引

月日	記号	理 由	保護者印	担任印
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				

第 学年 組 番	
本人 名前	血液型 平成 年 月 日
保護者 名前	
保護者 住所	〒
保護者 連絡先	( )
学級 担任	
学校 電話	(代表) 06-6552-0026 ※学年、名前、用件等を伝えてください。

不許  
複製

大阪府立 大正白稜高等学校  
〒551-0031  
大阪市大正区泉尾3-19-50